

長野県教委「学校における働き方改革推進のための基本方針」についての
会長声明

- 1 本年11月15日、長野県教育委員会は、「学校における働き方改革推進のための基本方針」（以下、「方針」という。）を決定した。

方針は、公立小中学校の教員において、質の高い授業を実現すること、教員の長時間勤務（長時間労働）を改善することを目標としており、当会は、特に教員の過労状況の改善という観点から、方針の示した取組について賛成する。

当会は、このような意欲的な取組を長野県教育委員会が方針として掲げたことを高く評価し、子どもらの教育を担うべき志の高い有為な人材が、安心して教員を目指すことができるような環境整備の点からも、その速やかな実現を期待するものである。

- 2 その上で、当会は、方針に関し、以下の各点にも十分な注意が払われ、方針の掲げる目標に照らし、真に実効的な取組がなされることを期待する。

(1) 教員の時間外労働時間について

方針でも指摘されているとおり、教員の長時間勤務の実態は深刻である。相当数の教員が、いわゆる過労死認定ラインとされる1ヶ月80時間超（発症前2か月間ないし6か月間における時間外労働）の時間外労働時間の負担にさらされている現状は、直ちに改善されなければならない。そのために、方針が1ヶ月の時間外労働について年間を通じて、原則45時間以下とするとの目標を掲げたことは、大いに評価されるべきところである。そして、そのためには、方針でも触れられているとおり、教員が本来的に担うべき業務を精選し、スリム化、効率化を図ることが必要不可欠である。

また、方針でも指摘されているとおり、教員の労働時間が客観的かつ適切な方法で把握されることも必要不可欠である。厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」及び「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」においては、原則として使用者が自ら現認するか、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として労働時間を把握することを求めており、自己申告制については客観性の担保が十分でないため、例外的なものとされている。教員についても、上記同様に、タイムカード等の機械的、客観的な記録方法によって教員の労働時間を把握すべきであり、自己申告制は採用すべきではない。

また、教員についてはいわゆる持ち帰り残業が少なくないことも指摘されており、表面的な時間外労働時間が短縮されたとしても、その分自宅等での持ち帰り残業が増えるだけとなる、といった方針の趣旨に反する事態が起ら

ないよう、十分に留意する必要がある。仮に持ち帰り残業を行わざるを得ない場合には、その時間も含めて労働時間を算定することで、適正に労働時間を把握すべきである。

(2) 部活動指導の負担軽減について

業務の分業化について、方針では、部活動指導員やスクールサポートスタッフの活用が指摘されているところ、その場合に必要な予算措置を確保することが重要であると考えられるため、予算面での裏付けが実効的になされるべきである。また、朝練廃止を含めた部活動指導の負担軽減については、保護者の理解も必要であるところ、教員もひとりの労働者であるという観点が保護者側においても十分共有されることを期待したい。なお、部活動に関する取組として、方針において中長期的な取組として指摘されている総合型地域スポーツクラブの設立や部活動の学校合同チームによる練習環境の整備、地域の指導者の育成などの地域の取組への支援についても、子どもたちの部活動への意欲に応えうるような仕組み作りを期待したい。

(3) 教員の労働実態についての調査検証

今後も教員の労働実態については、適切な調査を継続的に行い、その結果を踏まえた検証を行うとともに、調査・検証の結果を、適時に県民に向けて公表されたい。

平成29年12月9日

長野県弁護士会
会長 三浦守孝